

## 道路占用許可について

### ◆ 道路占用許可とは？

道路法第32条にもとづき、工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合に、道路管理者の許可を受けることをいいます。

### ◆ 許可対象物件は？

道路法第32条及び道路法施行令第7条により、以下の物件が許可対象となります。ただし、対象物件であっても必ずしも許可できるものではなく、道路の敷地外に余地がなく真にやむを得ないものに限り、交通の支障とならない限りにおいて占用を許可します。

- 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 看板、標識、旗ざお、パーキングメーター、幕及びアーチ
- 工事中板囲、足場、詰所その他の工事中施設
- 土石、竹木、瓦その他の工事中施設

### ◆ 許可までの流れ

事前相談



打ち合わせ



日程調整のうえ、申請しようとする占用物件やその設置方法等について打ち合わせます。

申請



さまざまな基準にもとづき審査を行います。なお、交通規制に係る場合は警察署に協議します。

許可又は不許可



許可できる場合は許可条件を付した許可書を交付します。

着工届及び竣工届提出、占用料の納入等

### ◆ 申請の方法

以下の書類を添付のうえ、正副2部を提出して下さい。

添付書類	備考
道路占用許可申請（協議）書	
位置図	道路の占用の場所及びその付近の状況を記載したもの（縮尺1,000分の1以上）
平面図及び断面図	道路の占用の場所の求積を記載し、隣接地の地番、地目及び所有者名を記載した実測平面図（縮尺600分の1以上）並びに断面図
設計書、仕様書及び構造図	施設又は工事を伴う場合、仕様、構造、設置状況が分かる図面
安全対策図	車道又は歩道を通行規制して工事を行う場合は、通行者誘導、注意看板、誘導員などを記載した見取図
協議書	道路占用場所及び付近において利害関係人が有る場合
委任状	数人共同の代表者にあつてはその権限を証するもの

◆記入要領

様式参照のこと。

ただし、工事実施の方法の欄には、以下を記入して下さい。

- ① 直営、請負の別
- ② 開削かその他の別
- ③ 通行止の必要性の有無（通行止を行う場合は全面か片側か）
- ④ 昼間、夜間工事の別

◆お問い合わせ・提出先

〒869-0532

熊本県宇城市松橋町久具 400-1

熊本県県央広域本部 宇城地域振興局

土木部維持管理調整課 管理総務班

電話 0964-32-2110

FAX 0964-32-5124

Email : udoiji25@pref.kumamoto.lg.jp

別記第1号様式（第2条、第3条関係）

道路占用許可申請（協議）書

新 規	変 更	第 号 年 月 日
--------	--------	--------------

熊本県知事 木村 敬 様

年 月 日

〒

住 所 .....

氏 名 .....

担当者（連絡先）氏 名 .....

TEL .....

道路法第32条第1項（第32条第3項、第35条）の規定により許可を申請（協議）します。

占用の目的			
占用の場所	路線名		車道・歩道・その他
	場 所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間		占用物件の 構 造	
工事の期間		工事实施の 方 法	
道 路 の 復 旧 方 法		添付書類	
備 考			

記載要領

- 「許可申請（協議）」、第32条第1項（第32条第3項、第35条）及び「許可を申請（協議）」については、該当するものを○で囲んでください。

2 

新	変
規	更

 については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載してください。

3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載してください。

4 「場所」の欄には、地番まで記載してください。占有が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載して下さい。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲んでください。

5 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きしてください。

6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載してください。

全府改正 [平成3年規則11号]、一部改正 [平成6年規則2号・11年16号]